

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 16 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課
医 療 指 導 監 査 室

令和 4 年度に実施する集団指導及び集团的個別指導について

令和 4 年度に実施する指導監査等の取り扱いについては、令和 4 年 1 月 25 日付け事務連絡「令和 4 年度における指導監査等について」（以下「事務連絡」という。）にてお示ししているところです。

今般、集団指導及び集团的個別指導の取り扱いについて、下記により改めてお示ししますので、遺漏なきようお願いいたします。なお、実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講ずると共に、関係団体と事前に協議を行い、理解を得た上で実施するようお願いいたします。

記

1 集団指導について

令和 4 年度の集団指導については、試行運用として令和 4 年 2 月 1 日から 3 月 4 日までの期間に実施した e ラーニングによる指定時集団指導及び更新時集団指導に加えて、登録時集団指導についても原則 e ラーニングにより実施することとし、実施にあたっては、下記のとおり取り扱うこととします。

(1) e ラーニングによる集団指導の実施について

試行運用と同様に、集団指導の対象となる保険医療機関若しくは保険薬局（以下、保険医療機関等という。）及び保険医若しくは保険薬剤師（以下、保険医等という。）が、インターネットを介して e ラーニングシステムにログインし、指定された e ラーニングコンテンツを視聴することによって実施します。

なお、インターネット環境を有していない等の事情により e ラーニングコンテンツを視聴できない場合は、厚生局内会議室での視聴や、やむを得ない事情により視聴期間中に e ラーニングによる集団指導に参加できない保険医療機関等及び保険医等があった場合には、資料を送付するなど柔軟に対応願います。なお、保険医療機関等及び保険医等に送付する資料の提供時期は、令和 4 年 7 月頃を予定

しています。

また、地域の実状により、eラーニングを用いず、従来の方式による集団指導と同様に集合形式による集団指導の実施とすることも差し支えありません。

(2) 登録時集団指導に係る取扱い

令和4年度においては、登録時集団指導についても、原則eラーニングにより実施することになりますが、対象となる保険医等が勤務している保険医療機関等の会議室において複数人の保険医等が同時に視聴することも可能とします。

この場合、eラーニングシステムにおいて出席した保険医等の把握ができないことから、後日、勤務保険医療機関等の開設者から出席者の名簿を提出させるなどの方法により、確実に視聴されたことが確認できることが必要です。

(3) 実施通知について

集団指導の実施通知については、平成12年5月31日付け事務連絡「『保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について』の取扱いについて」により1か月前を目途に通知することとしているところですが、eラーニングによる集団指導の実施についても、従来の方式による集団指導と同様、指導実施日を設定することになります。ただし、保険医療機関等及び保険医等の利便性を考慮し、指導実施日の前1か月間の視聴可能期間を設けることとします。

また、保険医療機関等並びに保険医等毎にID及び初回ログイン時パスワードを記載する必要があります。

(実施例)

指導実施日：令和4年7月1日（金）

実施通知送付日：令和4年6月1日（水）

視聴可能期間：本日（実施通知到達日）から令和4年7月1日（金）まで

(4) eラーニングによる集団指導出席の記録について

集団指導の対象となる保険医療機関等及び保険医等は、指定されたeラーニングコンテンツの視聴を完了することにより、令和4年度の集団指導を出席したことになります。地方厚生（支）局においては、eラーニングシステムの管理者画面で視聴履歴を確認し、視聴期間内に視聴が完了している保険医療機関等及び保険医等を出席として保険医療機関等管理システムに入力してください。

また、視聴期間内に視聴を完了できなかった保険医療機関等及び保険医等に対して再度視聴期間を設けるなど、集団指導の対象となった全ての保険医療機関等及び保険医等が令和4年度中に視聴を完了できるよう配慮してください。

(5) eラーニングコンテンツの提供期間について

eラーニングコンテンツの提供期間は、令和4年6月から5年3月頃までの期間となる見込みです。

なお、提供期間の詳細については別途お知らせします。

2 集団的個別指導について

(1) 集団的個別指導の実施について

令和4年度の集団的個別指導の対象となる保険医療機関等が、指導大綱等に規定する選定基準に該当する場合、令和6年度に実施する高点数を理由とする個別指導の対象となるため、指導効果の観点から集合形式による実施を原則とし、新型コロナウイルス感染症の状況により集合形式による実施が困難な場合は、実施時期を延期する等により年度内に集合形式による指導を終了するようにしてください。

なお、実施時期を延期する等によっても集合形式による実施ができなかった場合は、資料配布、動画配信もやむを得ないものとします。ただし、資料配布、動画配信とした場合であっても、集合形式による集団的個別指導に出席した保険医療機関等と同等の指導効果が得られるよう、確認対応をお願いします。あわせて、集団的個別指導の趣旨を丁寧に説明してください。

(2) 集団的個別指導に用いる資料について

集団的個別指導に用いる資料は医療指導監査室から提供することとしております。提供時期は令和4年6月を予定しており、詳細につきましては、決まり次第お知らせします。